



夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：令和8年6月1日～令和8年9月9日】

令和8年
5月号

I STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン期間です

- ◆ 本年も、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。実施期間は、**令和8年5月1日～令和8年9月30日（7月：重点取組期間）**となっています。



令和8年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定され、本キャンペーンにおいても当ガイドラインに基づく熱中症予防対策の実施が求められています。

- ◆ また、昨年から法改正により熱中症による重症化を防ぐための報告体制の整備や手順の作成、関係労働者への周知が義務付けられていますので、こちらにも漏れなく対応をお願いいたします。
- ◆ 熱中症予防のキーワードは「暑熱順化」です。暑さに慣れることで、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止めることができます。

暑さが本格化する前に、日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにしましょう（歩く・走る・ストレッチなどの適度な運動、湯船に浸かる）。数日から2週間ほどで順化が完了します。



キャンペーン
リーフレット

職場における熱中症防止の
ためのガイドライン

職場における熱中症
予防情報サイト



II 業務に必要な資格を取得させましょう

- ◆ 一定の危険・有害な業務に労働者を就かせるときは、事業者は、その業務に関する安全または衛生に関する特別の教育を行わなければなりません。（労働安全衛生法第59条第3項）

また、特に危険・有害な業務については、免許や技能講習など必要な資格を有する者でなければ、その業務に就くことが禁止されています。（労働安全衛生法第61条）

- ◆ 新たに雇い入れた労働者についても、業務に就かせるには必要な資格を取得させる必要がありますので、計画的に資格者を充足させるようにしましょう。

(公財)岩手労働基準協会の
ホームページから、各種講
習、教育の日程を確認する
ことができます



各種免許試験の日程は、
東北安全衛生技術セン
ターのホームページか
らご確認ください



Ⅲ 5月は「自転車の安全利用推進期間」です

- ◆ 5月1日(金)～31日(日)まで、「自転車の安全利用推進期間」が実施されています。
- ◆ 推進の重点は
 - ① 歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進
 - ② 飲酒運転、携帯電話使用、信号無視、指定場所一時不停止等の危険な行為の禁止
 - ③ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

となっており、スローガンは

「ヘルメット かぶって安全 いきます！」

となっています。

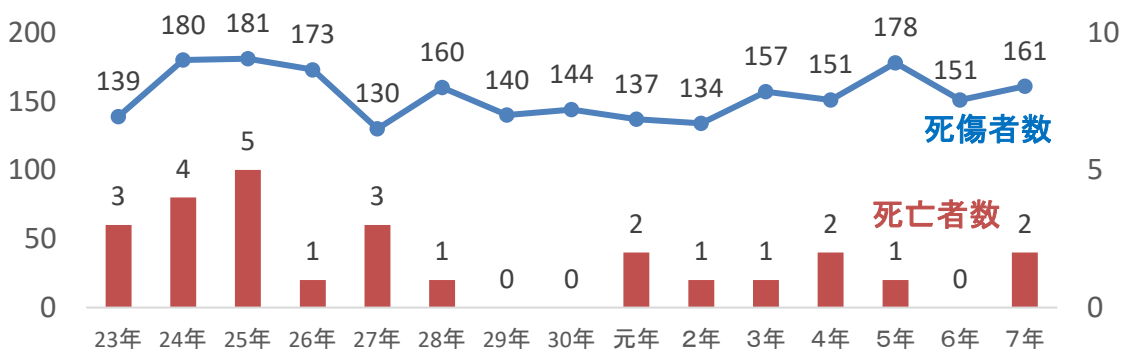
- ◆ 令和8年4月から、自転車についても交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されています。

通勤時の自転車利用も含め、管内事業場の皆さまにおかれましては、当該期間の周知と交通災害防止の注意喚起をお願いいたします。



Ⅳ 令和7年の労働災害発生状況について(確定)

- ◆ 一関監督署管内で令和7年に発生した休業4日以上死傷者数(新型コロナウイルス感染症を除く)は、161人となり、前年同期比で増加(+10人、+6.6%)となりました。
- ◆ 業種別では製造業が49人(前年同期比+8人、+19.5%)と最も多く、次いで建設業が18人(-14人、-43.8%)、小売業が14人(-2人、-12.5%)となりました。
- ◆ 事故の型別では、転倒が46人(前年同期比+6人)と最も多く、次いで墜落・転落が36人(+4人)、動作の反動、無理な動作が17人(+3人)となりました。



Ⅴ 令和8年の労働災害発生状況について(3月末時点)

- ◆ 一関監督署管内で令和8年に発生した休業4日以上死傷者数(新型コロナウイルス感染症を除く)は、30人となり、前年同期比で減少(-16人、-34.8%)となっています。
- ◆ 業種別では製造業が8人(-7人、-46.7%)と最も多く、次いで道路貨物運送業と小売業、社会福祉施設が3人となっています。事故の型別では転倒が16人(+1人)が最も多く、次いで墜落・転落と交通事故が3人となっています。

★労働災害事例(3月把握分の一部)

- 【その他の製造】《墜落・転落》
事業場内で洗車中、不安定な斜面に脚立を置いていたため、バランスを崩し脚立から落下した。
- 【社会福祉施設】《転倒》
敷地内を歩行中、凍結していた路面で滑って転倒し、手首を骨折した。